

# 平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金

町では、平成26年4月の消費税引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に、「平成28年度臨時福祉給付金」を支給します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者の方への支援及び所得全体の底上げに資するよう、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

それぞれの給付金の概要については、次のとおりです。

**平成28年度  
臨時福祉給付金**

**1人につき3千円**

支給対象者  
平成28年度の住民税が非課税の方  
(課税者の被扶養者や  
生活保護の受給者等を除きます)

**年金生活者等  
支援臨時福祉給付金**  
(障害・遺族年金受給者向け給付金)

**1人につき3万円**

支給対象者  
平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している方  
(ただし、平成28年4月から7月にかけて実施した高齢者向け給付金が支給された方を除きます)

## ○申請方法

幌延町広報誌『ほろのべの窓』10月号に申請書等を折り込んでいますので必要事項を記入し、関係書類を添えて郵送・持参等により、保健福祉課戸籍福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

○受付期間 平成28年10月3日(月)～平成29年3月3日(金)

## 「給付金」に関するお問合せ専用ダイヤル

厚生労働省では、「平成28年度臨時福祉給付金」及び「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け給付金)」に関する一般的な問合せに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問合せは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「給付金専用ダイヤル」 0570-037-192

○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで

※ただし、平成28年12月18日までは土日祝も開設(日本語・英語のみ対応)

## 「給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐欺にご注意ください!!

- ・市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「平成28年度臨時福祉給付金」及び「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け給付金)」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署(又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

担当：保健福祉課 戸籍福祉グループ(電話：5-1115、告知端末：5-8815)